

御前崎市火災予防条例第75条

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

○たき火に該当する行為(届け出が必要な行為)



(例)薪などを燃やす行為

○たき火に該当しない行為(届け出が不要な行為)



(例)炭火などを使用する調理器具